

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2023-1	指定年月日・指定番号	令和5年11月8日 形-26号	所在地	地番：長崎市国分町49番1、49番4の各一部	
調製・訂正年月日	令和5年11月8日調製					
形質変更時要届出区域の概況	水産研究所の用に供する土地の跡地				面積	873㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	水産研究所の用に供する土地の跡地を、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画26区画を選定し調査した。その結果、鉛及びその化合物が6単位区画、砒素及びその化合物が3単位区画、ふっ素及びその化合物が6単位区画、水銀及びその化合物が2単位区画で土壤溶出量基準を超過したもの。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和5年11月1日	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		(株)環境衛生科学研究所 西部環境調査(株)
	年 月 日			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
	年 月 日			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	

